

平成 30 年 6 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 52 号

平成 30 年 6 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 30 年 6 月 13 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 平成 30 年 6 月 20 日（水）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

平成 30 年 6 月 20 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（井上正清君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 30 年 6 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、一昨日発生をいたしました、大阪府北部を震源とする地震では大阪で震度 6 弱と観測され、小学生を含む 5 名の死者及び、多数の負傷者、建物の倒壊などの被害が出ております。地震発生時間帯が朝の通勤、また通学等々の時間帯であったことから電車等の公共交通機関の停止により多くの人に影響がでたと聞いております。また、被害の全容につきましてはだんだん明らかにはなっているものの、まだまだこれからも明らかになるものと思われまます。被災された方にお見舞いを申し上げますと共に復旧作業が迅速に進むことを願っております。

災害はいつ起こるかどこで起こるかわかりません。これからの季節、大雨、台風等による災害が起こる可能性があります。土庄町、本町におきましても、

平成16年この後ろの本町このあたりで台風また高潮で相当海水が入って、胸とか腰のあたりまで来たという記憶がありますが、これからもですね、そういったことを危惧しながら皆さま方には今一度、家庭の防災対策を見直していただきたいと思っております。

本題に入る前に2点だけ報告がありまして、まず1点は昨日の話でございます。5月の臨時議会のときにお話した話でございますけども、日本遺産登録の話です。昨日、担当者それから首長、2市2町集まりましてお話をしました。来年度に向けてもう一度、リベンジでやろうということで話が一致したところであります。ですね、笠岡の小林市長から詳細なことを聞かせていただきました。ここで言える話と言えない話があるんですけど、審査員が10名です。10名の方全員がABCのランクがあるみたいで全員がAまたはBでなければ採択されないということで、1人だけCがおったと、名前も聞いたんですけどこれは伏せて、それについてはですね、3つ4つこうしたらどうですかという話がありまして、こうしておいたらよかったなという話がありました。当然今回は、備讃瀬戸の島を中心にやろうということなんで、その島と島のいろんなストーリー性が見えない。ひとつになっていない。バラバラやということがひとつにあることと、各地域の活性化策が今回全然出てないやないかということと、後は当然審査員も海外の人もいるのでインバウンドの人も含めたそういったガイド研修ができていない。養成もできていない。この大きく3点言われたということで見直しながらやっていくということで一致したところであります。来年の3月か4月に改めてもう1回、申請を出すということで皆さんに報告しておきたいと思っております。まだ3、4回事務方の会議とかそんなのもやると聞いておりますのでよろしく申し上げます。

それとですね、5月30日に第10回の耕作放棄地発生防止解消活動表彰事業というので、全国で10自治体、自治体というか10か所ですね、表彰いただきました。20か所の中に土庄町が入りまして、全国農業会議所会長賞という賞をいただきました。この活動については、耕作放棄地の発生防止と解消活動ですから、町のほうから申請をあげて国のほうと言うか会長のほうに目がとまったということだと思います。以上こういう表彰をいただきましたので報告をしておきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。ということでございます。本日、提案の議案につきましては、すいません。

その前に平成29年度一般会計決算見込みについてお話したいと思っております。一般会計歳入合計82億2189万5千円、歳出総額76億3696万7千円ということで、実質収支で4億7199万4千円の黒字になる見込みでございます。今後大型事業投資の実施が続くため、より一層厳しい財政状況になることが見込まれておりますが、健全な財政の堅持に努めて参りたいと思っております。

本日、提案の議案につきましては、補正予算関係が 1 件、条例関係が 4 件、契約関係が 1 件、人事案件の 1 件合計 7 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（井上正清君）

去る 6 月 13 日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（井上正清君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。本委員会は去る 6 月 13 日、9 時 30 分から委員会室におきまして、6 月議会定例会の会期、日程等について審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 1 日間を予定しております。

次に会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に、閉会中における継続調査結果について総務建設常任委員長よりご報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

続きまして、執行部より、議案第 1 号から議案第 6 号までと、同意第 1 号の提案理由の説明を受け、質疑をいたします。続いて、一般質問を行います。

そのあと議案第 1 号から第 6 号までと、同意第 1 号についての討論・採決をお願いいたします。

次に議員の派遣についての申し出を承認していただき、最後に、閉会中の継続調査申し出について採決をし、本定例会を終了する予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長（井上正清君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は本日の 1 日を予定しております。運営等につきまして、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成30年6月20日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君） 2 番（岡本経治君） 3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君） 5 番（木場隆司君） 7 番（福本耕太君）
8 番（井上正清君） 9 番（山崎勝義君） 10 番（川本貴也君）
11 番（佐々木邦久君） 12 番（井上正清君）

2、 欠席議員

6 番（母倉正人君）

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（高橋幸光）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	総 務 課 副 主 幹（島原正喜）
総務課副主幹（山本詳司）	

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保） 書記（須藤英彦）

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成30年6月土庄町議会定例会 議事日程（第1号）

平成30年6月20日（水曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員長）
- 第 4 議案第1号 平成30年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第2号 土庄町税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第3号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第4号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第5号 土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例
- 第 9 議案第6号 工事請負契約の締結について
- 第10 同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 一般質問
- 第12 議員の派遣について
- 第13 閉会中の継続調査申出について

開会、開議

○議長（井上正清君）

母倉議員から欠席届を受理しております。

ただ今の出席議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

○議長（井上正清君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。報告の写しを印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（井上正清君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において5番 木場隆司君、8番 濱中幸三君を指名いたします。

会期の決定

○議長（井上正清君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（井上正清君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、総務建設常任委員長の報告を求めます。

○議長（井上正清君）

総務建設常任委員長 濱野良一君。

○総務建設常任委員長（濱野良一君）

おはようございます。閉会中の6月4日に、総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

まず商工観光課より、生産性向上特別措置法に係る導入促進基本計画の策定について説明がありました。中小企業の業況は回復傾向であるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。また中小企業が所有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足かせとなっている。同法は3年間の時限立法として、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援することを目的とし、固定資産税の特例措置がある。この特例を受けるには、町が策定する「導入促進基本計画」に沿った「先端設備等導入計画」を策定し、商工会等の認定経営革新等支援機関から同計画の確認を得た上で町に提出し、町は内容を審査し、適合する場合は認定となる。そのため土庄町では、生産性向上特別措置法に基づき、町内の中小企業の労働生産性の向上を加速させるため、投資を最大限促進する目的で、6月中を目途に導入促進基本計画を策定することです。

続いて日本遺産申請の結果について報告がありました。平成30年1月25日付けで文化庁へ行っていた日本遺産の認定申請については、残念ながら、今回は認定に至らなかった。今回は、複数の市町にまたがってストーリーを展開するシリアル型で土庄町、小豆島町、丸亀市及び岡山県笠岡市の2市2町が合同で、「どっすん！石の島 ～海と山、巨石が呼んでる備讃諸島」というタイトルを掲げ、「石の文化」を申請の内容としていた。

国は、日本遺産の認定件数について、2020年までに100件を目指しており、今後も、今回の結果を分析し、来年以降の申請について2市2町で協議していく予定であるとのことでした。この件に関しましては先ほど町長が報告されたとおりでございます。

委員より、生産性の向上特別措置法について、しっかりと広報を行わなければ、中小企業の投資につながらない。どのように告知・広報するかを検討して

ほしいとの意見があり、商工会等の団体を通じて、もっと詳しく広める努力をするとの回答がありました。

また、日本遺産登録についてのメリットについて質問があり、認定されれば、翌年から3年間、観光振興についての予算措置があるとの回答がありました。

次に税務課より、土庄町の税条例の改正について説明がありました。商工観光課より説明があった、生産性向上特別措置法に係る導入促進基本計画の策定と関連する、中小企業等設備投資に係る固定資産税の特例については、各市町村においてその特例率を「わが町特例」として条例に定める必要がある。そのため基本的には平成30年度の税制改正については、5月31日の臨時議会において専決処分をさせていただいたが、この部分についてはこの特例率を定めるため条例改正を6月議会に提出する予定としており、その内容の説明を受けました。

次に建設課より、大部住宅建替事業工事請負契約について説明を受けました。工事名が平成30年度大部住宅建替事業C-3-1棟建築工事で、工事場所が土庄町大部、構造は、鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積が163.42㎡、延床面積が145.38㎡で、6月11日に入札予定であり、契約金額及び契約の相手方が決まれば、6月議会に工事請負契約の締結について上程する予定であるとのことでありました。以上で閉会中に行われた委員会の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（井上正清君）

これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、総務建設常任委員長の報告についての質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～同意第1号）

○議長（井上正清君）

日程第4、議案第1号 平成30年度土庄町一般会計補正予算（第2号）の件から、日程第10、同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、平成30年度土庄町一般会計補正予算（第2号）、でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明いたします。歳出としまして、8ページ、9ページをお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、6目 財産管理費の管財事務費14万9千円は、旧土庄中央病院の屋上プレハブ内に保管中のレントゲンフィルムを1階まで下すため、職員を動員して作業を行いましたが、かなりの重量と階段の乗降のため効率が悪く、重機による作業に切り替える為の借上料14万2千円と、行政財産使用料の過年度還付金7千円は、一般財団法人ハローアイランドがコミュニティ・シェアサイクル事業を実施するため役場庁舎敷地を駐輪場として使用しておりますが、平成29年度の使用料が二重に納入されており、還付が出納整理期間中に間に合わなかったため新年度予算より返還するものでございます。

土庄町庁舎建設事業の土庄町庁舎建設工事設計者選定委員会報酬と旅費は、外部委員3名の報酬として4万5千円、費用弁償として1万9千円の補正、指名型プロポーザルプレゼンテーション参加謝礼は、プレゼンテーション参加業者への旅費相当分4万5千円の計上であります。

自治振興助成事業4万5千円は、田井自治会の放送設備修理に伴う費用13万5千円の3分の1を助成するものでございます。

6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費は予算の組換えでございます。

次世代産業育成モデル事業において、パナソニックへ支払う技術特許使用料が決定せず当初予算に10万円計上しておりましたが、このたび64万8千円と確定したためその差額54万8千円と、低カリウムレタスの生産物販売先を求め、島外へ出向くための自動車航送料5万9千円、合わせた不足額60万7千円を、需用費から組替える補正でございます。

10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費の小学校スクールバス運行事業18万8千円は、ブロック造りの小瀬バス停の傷みが激しく危険であると地元から要望がありまして、所有者のオリーブバスが取壊しをする意向でありましたが、町としましてはスクールバスのバス停にもなっており風雨を防ぐため、必要と考え、修繕するための費用を計上しております。

10 ページ、11 ページをお願いします。

いじめ・不登校・暴力行為等の未然防止事業 14 万 1 千円は、昨年度に続き土庄小学校が「心の交流事業活動」の指定校に決定したことによる補助金でございます。県費 100%でございます。

続いて、道徳教育地域支援事業 20 万円は、土庄小学校が研究推進校に決定したことによる補助金でございます。こちらも県費 100%でございます。

5 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の自主事業運営事業 93 万 4 千円は、小豆島にゆかりのある木場弘子講演会を開催する委託料の計上でございます。

2 目 公民館費の四海公民館建設事業 85 万 8 千円は、建設にあたり敷地内の電柱移設が必要となり、補償金の計上でございます。

5 目 人権教育費の人権教育研究推進事業 63 万円は、土庄町教育委員会、土庄中学校校区が「人権教育総合推進地域事業」を実施することが決定し、新規事業として計上いたしております。こちらにつきましても県費 100%でございます。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては 29 年度の繰越金 228 万 3 千円を充当いたしております。

1 ページにお戻りください。

今回の補正額は、325 万 4 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 94 億 4,274 万 1 千円となります。

次に、12 ページをお開きください。審議資料は 1 ページになります。

議案第 2 号 土庄町税条例の一部を改正する条例でございます。

生産性向上特別措置法の施行に伴い、改正するものでございます。

次に、13 ページをご覧ください。審議資料は 2 ページになります。

議案第 3 号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令第 25 条の規定に伴い改正するものでございます。

次に、14 ページをお開きください。審議資料は 3 ページになります。

議案第 4 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令が平成 30 年 8 月 1 日から施行されることに伴い、項ずれに対応するための改正でございます。

次に、15 ページをご覧ください。審議資料は 4 ページから 7 ページにかけてでございます。

議案第 5 号 土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例でございます。

介護保険法施行規則の一部を改正する等の省令の施行に伴い改正するもので

ございます。

続いて、16 ページをご覧ください。審議資料につきましては8 ページから10 ページになります。

議案第6号 工事請負契約の締結については、平成30年度大部住宅建替事業C-3-1棟建築工事を、契約金額6,002万6,400円で、株式会社佐伯工務店代表取締役佐伯透と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、提案理由につきましては、現委員の坂本正樹氏が平成30年6月28日をもって任期満了となるので、同氏を再任いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

本人の略歴等につきましては、記載のとおりでございます。平成25年3月に土庄町を退職し、現在に至っております。住所につきましては土庄町伊喜末2009番地坂本正樹、昭和27年10月28日生まれということでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

提案理由に対する質疑（議案第1号～同意第1号）

○議長（井上正清君）

これをもちまして提案理由の説明を終わります。

ただ今説明のありました議案第1号から同意第1号までの一括質疑を行います。質疑のある方はご発言願ひます。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、議案第1号から同意第1号についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（井上正清君）

日程第11、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔、明瞭に答弁いただきますようよろしくお願ひいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（井上正清君）

1 番 岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

1 番岡野です。1 点質問いたします。

瀬戸内国際芸術祭 2019 に対しての、土庄町での取り組みについて質問いたします。

「島のおじいさんおばあさんの笑顔をみたい。」

そのためには、人が訪れる観光から感幸でなければならず、この芸術祭が島の将来の展望につながって欲しい。ということが、このプロジェクトで当初から掲げてきた目的「海の復権」です。という趣旨の下、2019 年 4 月から瀬戸内国際芸術祭が開催されます。期間中は多くの来場者が小豆島に訪れていただけることが期待されます。小豆島内での交通アクセス、飲食、休憩場所、宿泊施設等、土庄町と各団体が協力し、対応策を考えなければ、芸術鑑賞の楽しさ、感動も半減すると思われます。

作品見学をきっかけに、芸術鑑賞以外の小豆島の観光を楽しみ、小豆島に来て良かったと思っていただければ、何回も訪れるきっかけとなり地域の活力に繋がっていくと思われます。前回の瀬戸内芸術祭を振り返ってみると交通アクセスが悪く、時間を持て余したとか積み残しや交通機関による積み残しが発生したというような声が聞こえております。決して便利だとは言えないことを体験していただくのが芸術祭の一つだと思いますが、気持ちよく体験していただくためには、体験のバランスと利便性のバランスを考えなければなりません。島の魅力を発信するには利便性の悪い地域が作品場所として最適な地域が多いと考えております。現在作品の展示場所は決まっていないと思いますが、何か所かの地域を想定し、期間中のフェリーやバス会社に臨時便や増便の要望を、また作品場所付近での歩いて回れる観光の楽しみ方、飲食、ものづくり発信を含む産業見学など、今から対応策を考えていかなければ十分なもてなし、また町民の生活に影響を及ぼすことになると思われます。土庄町の現在の瀬戸内芸術祭についての取り組みについてはどのようなことを行なっているのかお聞かせください。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

3 月 23 日の瀬戸内国際芸術祭実行委員会の総会におきまして、芸術祭 2019 の実施計画が発表されました。その中で、作品についての詳細発表は 10 月頃を予

定しているとのことでした。

まず、本町として作品展開、誘致場所につきましては、前回、瀬戸内国際芸術祭 2016 で作品展開を行いました土庄港周辺、本町周辺、肥土山、北浦、大部、豊島の各地域に加えまして、今回は四海地域を要望しております。

次に交通アクセスにつきましては、作品の設置場所がどのようになるかによって状況は変わりますが、例えば可能な範囲で芸術祭実行委員会とともに小豆島オリーブバス(株)さんにご協力いただくように要望し、少しでも観光客に不便をおかけしないようにしたいと考えています。

また、公衆トイレの設置につきましても、作品の展開場所が確定した段階で必要な箇所については、仮設トイレの設置を検討する必要があります。

観光施設との連携につきましては、瀬戸内国際芸術祭の機運を盛り上げていくためにも PR 面も含め情報の共有を図ってまいります。

島内観光協会との連携についてですが、以前の芸術祭では豊島を含めた小豆島エリア独自のパンフレットを作成したこともあり、情報発信を中心に連携して行きたいと考えております。

小豆島町との連携につきましても、同じ小豆島エリアであるということでもありますので多くの点において連携してまいります。例えば肥土山、中山地域は一つの地域として取り組む必要があり、先週 14 日には、小豆島町の芸術祭担当課と島内の作品展開等について協議を実施したところでございます。

その他、各団体との連携につきましても、前回の芸術祭において、特に肥土山、大部、豊島の各地域におきましては、作品制作も含め自治会等地元各種団体と連携して芸術祭に臨みました。次回芸術祭におきましても決定する作品の内容、作家の意向等により地元各種団体との連携は欠かせないものになると考えています。

あと、広報についてですが、芸術祭にとって、また地域の活性化にとって大変重要な点であると考えております。一例として芸術祭公式ホームページ等による情報発信を通して新たなファンの獲得、リピーターやコアなファン層が再び来場するきっかけづくりにしたいと考えています。いずれにしましても、本町といたしましては瀬戸内国際芸術祭で訪れる観光客の利便性の向上を目指し準備を進めていきたいと考えています。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

ただ今の説明の中でですね、再質問させていただきます。

交通アクセスなんですけれども、オリーブバスにお願いするということを知りましたが、その他フェリー会社等にはご協力、豊島便などでは積み残しがあ

ったということをお伺いしています。ただですね、地元の方を優先だとは私も思っておりますが、芸術祭を見にこられた方や観光に訪れてこられた方もやっぱり、時間のタイムテーブルを作ってですね、観光していただくとお思いますのでそこらへんも含めてお聞かせください。

○商工観光課長（宮原正行君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

当然、豊島航路につきましても前回の混雑の状況もあった中で、どのような対応をしていくかということは当然、芸術祭実行委員会と共に、協議しながら可能な範囲で船会社のほうにも要望はしていきたいと考えています。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

それとですねあと2点、お伺いします。

情報発信についてですが、ホームページ上でなにかしらのことを発信することなんですけれども、SNS等でその他、インターネットを使ってですね、またポスター、リーフレット、またメディアに対してですね、どのような周知をおこなっていくかというところと、外国人が増えております。外国人の対応を芸術祭も含めてなんですけれども、小豆島の観光の今の外国人への対応はどのようなことを行なっているかお聞かせください。

○商工観光課長（宮原正行君）

再質問にお答えいたします。

当然、SNS、ソーシャルネットワークサービスというのは、今の時代重要になっておりますので、先ほどのホームページのみならず、ツイッターとかフェイスブックあるいは、インスタグラム等々、香川県実行委員会と共に出来る限りの情報発信をしていきたいとは考えております。

インバウンド対応でございますが、当然、小豆島の場合は外国人の方、特に台湾の方等々増えております。瀬戸芸に合わせまして、来年相当多くの方がまた来ていただけたらと考えておりますので、窓口対応等も含めどのようなことが出来るか語学等についても検討していきたいと思っております。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

すいません。もう1点ありました。

あと学校関係との芸術祭に対しての連携等は考えておりませんか。

○商工観光課長（宮原正行君）

まだ決まっていない状況でお答えしにくい面もあるんですけど、ある大学

との連携の中で、作品展開で決定いたしましたらお願いする予定はございます。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

質問は以上です。芸術祭をきっかけにですね、地域の人たちに活力が生まれたり、小豆島に来て良かった。また、町民の生活にあまり影響のないような企画をお願いしたいと思います。それからですね、観光消費の増大に繋げるために各関係団体と協力し、支援を進めてください。質問は以上です。

○議長（井上正清君）

3 番 濱野良一君。

○3 番（濱野良一君）

3 番、濱野です。

本日は、2019 年 10 月より実施予定の幼児教育の無償化についてお伺いいたします。

平成 29 年 12 月に閣議決定されていた平成 32 年 4 月からの幼児教育無償化が前倒しになり、平成 31 年 10 月から実施予定になりました。これは、認可施設である保育園、幼稚園、認定こども園の利用については、0～2 歳児は住民税非課税世帯、3～5 歳児は全世帯が無償化となり、認可外保育サービスも 3～5 歳児は上限 37,000 円の補助、0～2 歳児の住民税非課税世帯は上限 42,000 円の補助となっています。そして、この制度を受けるには、保育が必要との認定を受けることや就労状況、家庭環境等の条件から判断される。保育が必要であるとの認定を受けるということや年齢の条件があり、これを今、述べたことはある程度の大枠であります。そこで、土庄町において、この制度の対象者や対象施設、費用の負担や財源等の理解度、また認知度はどのようなものかお尋ねをいたします。

○議長（井上正清君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼します。それでは、濱野議員のご質問にお答えいたします。

濱野議員ご指摘のとおり、国においては 2019 年 10 月から幼児教育の無償化を計画しておりまして、土庄町においても 31 年度から町内の公立私立の保育所、こども園、また、認可外の施設では、清見福祉協会が運営する「きよみ保育園」がその無償化の対象となります。なお先ほど言われた費用負担とか財源につきましては、今のところ国から詳しい内容は示されておりません。

一方、土庄町では、国の制度に先立って、来年 4 月に町立幼稚園及び保育所

が認定こども園に移行することから、保育料についても一部見直しを考えております。そして国の制度が実施される時点でもう一度小豆島町と調整を行いながら、保育料の無償化に移行する計画です。

また、町独自の保育サービスの充実として、来年度開園予定の土庄こども園では、保育時間が朝7時30分から18時30分までと長くなることから、短時間保育の園児については、朝の早朝保育や夕方保育の制度を新たに実施します。これによりまして保護者は、就労の実情に応じて子どもを長く預けることができます。

いずれにせよ現段階においては、国の施策の動向を注視する必要がありますが、町としては研修会等による保育士等の資質の向上や保育教育課程の見直しといった保育内容の充実を図り、住民の方が安心して子どもを生み育てられる環境を今以上に作り上げて行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

土庄町の独自の施策を考えておられるということでございます。私がこの政策を見て感じるのは認可外施設等への措置や待機児童対策への対策が根幹にあり、その上で子育ての負担を軽減するとか施設や質の向上を目的としているように感じております。中央省庁から計画されていることから土庄町との現実とは必ずしも一致していないぶんがあるのではないのでしょうか。テレビや新聞等の報道では都市部での待機児童や認可外施設等の問題がよく取り上げられます。都市部における多くの子どもや保護者にとって、この制度の早期導入が待たれているというふうには思いますけれども、この制度によって、認可と認可外の格差等により、よりメリットの高いほうへ希望が増え、逆に待機児童、更なる待機児童問題になるかもしれません。

都市間でも問題の本質が違うことがあるように小豆島では待機児童や認可外施設の問題が取り上げられたことはほとんどありません。また認定こども園の整備が進んでいる現在、これからその心配があるとは考えられません。逆にその問題が出てくるということは、少子高齢化や人口減少が改善されているということであり、逆に望ましいことだというふうに考えます。

この制度改正の方向性は決まっておりますけれども、決まっております、施行時期も決まっております。しかし、町の現実にそぐわない政策をその通りにやるのではなく、これをきっかけとして土庄町独自の支援策を検討し、特に一番の問題である少子高齢化と人口減少の歯止めとなるよう、そしてこれからの世代のために、安心して子どもを産み育てやすい環境となるような、土庄町だからこそできるような政策を検討すべきだと思います。当然、併せて保育の必要

性や受け入れ側の質や人材等の問題に対しては、まだまだ検討しなければならないと考えます。このことについて、土庄町のお考えをお伺いいたします。

○議長（井上正清君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、濱野議員の再質問にお答えいたします。

確かに国の政策としましては、無償化という方向性ではありますが、無償化は無償化のお話で進めてはいきますが、土庄町としましては、保育環境の充実であるとか子育て支援、このへんのですね、サービスの面でサービスの向上を図っていききたい。今後、認定こども園に移行する中で、やはり保護者としては子どもを少しでも長く預けたいという希望がありますので、そのへんのニーズを組みながら、サービスの向上に努めていききたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

これは課長一人がお答えできるものではないと思いますけれども、大枠としてどういう教育をするかということが大前提であるのではないかなというふうに考えております。

また、国の施策と違う事を考えるということは、土庄町にとっても大きな問題であると思いますけれども、その点に関しまして同じ内容になると思います。土庄町、町長のご意見をお伺いさせていただきます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

先ほどからでてきております、待機児童とかはないけれども、あつたほうが望ましい。今回、認定こども園をつくっておりますけれども、とりあえず、230名の定員でやっております。これが入らないぐらいといったことは本当に素晴らしいことですし、これも小豆島で全体で取り組んでいるIターン、Uターン、Jターンを含めた移住、そういった促進も含めて、そういった方の中にできたら子どもさんが多くいる方とか移住した方も来ていただければ、また流れは変わってくるのかなと思っておりますけれども。国のほうでそういった無償化の話も正式には聞いておりません。

だけど、町のほうでもやらないといけない。企画課の中でとりあえずは、エンジェル祝金というのが別に町独自でやっておりますし、少子化課対策室もあ

ります。そんな中でですね、また福祉課も含めていくつかの課で関わっている課でもう一度ですね、そういったことも検討しながら、無償化になったらどのように土庄町にとって一番、子どもさん、子育てにしやすい町づくりになるのかというところをもう一度検討していきたいと思っておりますので、手をこまねいている場合じゃないとは思っておりますので、これからも移住促進も含めてこれからやっていきたいと思っております。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

町長のご意見として、各課にまたがってやっていただけるということは、非常に心強いのではないかなというふうに思います。また、こういう機会だからこそ、国に対してもものが申せるのではないかなと思います。土庄町にとっては、余分なものはいらないけれど、こっちが必要だということは、ぜひ国に対してまたは県に対して申し上げることは必要ではないかなと出来る出来ないは、やってみないとわからないというふうに思いますので、是非そういう方向でやっていただきたいなというふうに思います。

幼児教育が無償化になる背景には、幼児教育が人間の成長に極めて大きな影響を与えるという側面もあります。とはいえ、幼児教育とは、そもそもどういった教育を意味しているのでしょうか。例えば英語学習の低年齢化が進んでいますが、こうした英語学習も幼児教育の部類に入るのでしょうか。どうしても、教育という言葉を目にしますと、机に座って算数、英語のような科目を学ぶといった場面を想像してしまいがちですが、国立政策研究所の研究報告書では、幼児教育は経験カリキュラム、小学校教育は教科カリキュラムといった言葉が使われているように、幼児教育においては遊び等の体験を通じて何かを経験し、その経験の中から次々と学びを得ていくカリキュラムが重要視されているというふうに考えられます。併せて子どもの教育は就学前だからこそできる子育てと一緒に親育ての時期でもあると考えます。

この機会に幼児教育というものを考えてみて、それを保護者や地域の人と共有することで土庄町の教育は大きく変わるものと考えますけれども、その点に関しまして教育長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

濱野議員さんの再質問にお答えいたします。

今、幼児教育につきまして、ご質問、ご提案をいただきました。おっしゃるとおり、幼児教育というのは非常に重要であるというふうに思っております。

特に、幼児教育は遊びという言葉がよく使われます。遊びという言葉の中には、幼稚園、保育所等で学ぶ機会というのは、意図を持って遊びを構成しているということが言えるかと思います。そういう中で、子どもたちは毎日の生活の中で体験することが日々の学びであるということに繋がっていると思います。その学びがゆくゆくは、学校教育、小学校、中学校、さらには将来にわたっての学びの根幹になるものであるというふうに思います。また、併せて幼児期につきましては保護者が非常に重要な関わりをもってくるものと思っています。幼稚園、保育所、こども園における学びの機会を保護者にも学んでいただく。見ていただくということを通して、保護者への啓発、保護者の成長にも繋がっていくものというふうに思っておりますので、この幼児教育につきましては、非常に重要なものであるというふうに認識しておりますし、また教育委員会としましても、働きかけていきたいというふうに思っております。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

どういうふうな教育をしているかということを知り、徹底することがとても大切でありますし、地域の人、それから親御さんとの同じ内容を共有することが幼児教育にとってはとても大切なことではないかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

違った観点からも物事は見る必要があると思います。子どもへの教育はたとえ、就学前であっても、子どもの未来を創るかけがえのない財産です。お金をかけるからこそ、保育や教育の質にもこだわるし、子どもの成長に期待も高まるという考えもあります。

大切な子どもの命を預けて、日々の成長を見守ってもらえる上、食も学びも与えてくれるそういう素晴らしい環境に対して、お金がかかるのは当然であり、教育は投資であると考えられます。もちろん、兄弟が多い家庭や低所得世帯、ひとり親環境等、家庭の状況は様々であり、家庭によっては当然、配慮は必要であります。しかし、それならば児童手当を所得別に増やすなどで対応し、保育料を幼稚園代は今までどおりということも考えられるのではないのでしょうか。

また、子どもを預けることだけではなく、育てるのは親であり家族であり、地域であると思います。そして、特に幼少期には先ほどからずっとしているように、幼少期には手をかけて育てることがとても大切であります。預けて楽をするという考えは間違っています。あくまでも、教育行政は子育ての一助であり、平等に教育が受けられるようにすることです。子どもを育てるということは大変なことであると同時に成長の喜びを誰もが感じられると思います。この無償化を機に、教育や保育に求めるものは何であるか、改めて考えることは非

常に意義があると思います。同じ質問になるかもしれませんが、町長にもお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

教育についてということなんで、私のほうからお答えさせていただけたらと思います。教育、保育につきましては、本当に子どもたちの成長にとって未来を育てていくというか、未来を豊かにしていく営みであるというふうにも思っております。

子どもたちは将来を担う、我々を担う人材である、宝であるというふうに思っております。

こうした子どもたちが心豊かにかつ、元気に育っていく成長していくためには、心も体も成長していかなければならない。その発達段階に応じて、その場に応じて、学びを求めていくということは必要でありますので、その手立てとしてこども園におきましては、保育、教育、小学校、中学校では学校教育。そのそれぞれの場合に応じて、教育をしていくということは必要になってくるだろうというふうに思っております。そのためのひとつの教育委員会としましては、環境整備ということが非常に重要になってくると思いますし、同時に保育教育内容の充実を図るといようなそういう研修というようなものにつきましても、充実を図っていかなくてはならないというふうに考えております。

○議長（井上正清君）

濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

教育長のお言葉は、町長のお言葉であるというふうに考えております。教育委員会制度が変わりまして、教育長の任命権者は町長でございます。一心同体あるというふうに思っておりますので、ぜひ2人のご意見も共有していただけたらなというふうに思います。

先ほどから申しておりますけれども、今教育サービスに関しましては非常に充実してきているように思います。ただ、教育サービスを充実するだけではないかな、子どもが産まれるということには繋がらないのではないかなと思います。子どもを産んでもらって初めて、人口減少等も問題が解決するようになると思います。この機会に、保育教育サービスもそうでありますけれども、ぜひ子どもを産むような政策も一緒に考えていただけたらなというふうに思います。

少し余談かもしれませんが、こども園の教育は大切なことだからこそ、教育費の捻出については、行政も保護者も負担に悩ませます。働いてお金を稼ぎ、家計のやりくりや、節約に励み、積み立てや投資など様々な金融商品を検討し

ていく中で、親自らが金融教育を実践的に学んでいるのではないのでしょうか。こういう感覚や経験こそ、将来子どもにお金について教える立場になる親として、とてもとても大切なことであるように思います。

少し違う角度から見てみると、このような一面も見えてきます。まだまだ教育には、その地域の人々の成長となる意義があり、そのことを知って行動することが何も理解せずに行動するよりは、はるかに良い結果に繋がると思います。出来ること出来ないことがあることは理解しております。ただ、最初から出来ないではなく、何が出来るのか、どうやれば出来るのかを検討し、施行される政策と併せて出来ることがあるとすれば、期待される以上の結果が得られる可能性があるのではないのでしょうか。

さらに、以前にも一般質問でも触れた土庄町教育憲章が教育総務課のホームページにも掲載されるようになりました。この教育憲章に関しても、更に考えを深く深化させることができるのではないのでしょうか。教育は町の将来を左右する非常に大切な政策であり、どのような教育を土庄町として行っていくかという理念がなければ、良い教育はできません。これで良いという教育行政はないと思います。常にどうあるべきかということを考え検討し、議論し、研究することをお願いいたしまして私の質問とさせていただきます。

休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。再開は10時35分からといたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時35分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

○議長（井上正清君）

8番 濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

8番濱中です。1点質問させていただきます。

豊島唐櫃栄山地区の太陽光発電事業計画用地において、用地造成を行った土壌からコンクリートがら、アスファルトがらなどの産業廃棄物が広範囲にわたって、不法投棄されていることが香川県によって明らかにされ、現在廃棄物の撤去作業が行われています。

最近になって、降雨による法面の流出が著しいところから、豊島自治連合会が専門家に照会したところ、建設汚泥あるいは泥土の可能性が非常に高いことが判明しました。この軟弱な土壌の上に太陽光発電施設を建設するためには、土壌の入れ替え又はコンクリート擁壁、土壌改良や十分な基礎工事が必須要件と言われております。

先の議会で土庄町は盛土の上に太陽光発電施設を置くだけだから、土庄町自然環境保全条例の適用をしないと説明してきました。

しかし、面積が1haを超え、地山の上の盛り土は2mを超えるところもあり、周辺環境の保全、施設の保全を考えた場合には、太陽光発電施設の設置工事には、大規模な土木工事が必要になります。

現在の計画では、泥土の流失、太陽光発電施設の破損による周辺環境の破壊や汚染が予測されるので、土庄町自然環境保全条例を適用して、周辺環境の破壊、汚染が起こらないよう、事業者を指導していただきたく要請します。

また泥土の中には、コンクリートがら等もあることから、建設廃棄物を含む汚泥の疑いもあるので、土庄町で土質調査をしていただきたい。また、この土質調査には有害物の調査も併せてお願いしていただきたい。また、香川県に対して、産業廃棄物の疑いがあるので、土壌調査を実施するよう上申していただきたい。

以上、安全・安心の町づくり、観光の町づくりについて積極的に取り組む町長の気概をお伺いします。

○議長（井上正清君）

住民環境課長 高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。

現在、栄山地区の太陽光発電事業計画用地では、香川県から廃棄物を適正に処理するよう指導がなされ作業が行われており、町といたしましても、3月14日以降毎週、県職の併任辞令を受けた住民環境課の職員が立会い及び監視を行っているところでございます。

土庄町自然環境保全条例を受けての土庄町自然環境保全協定要綱の運用についてですが、この要綱は、一定規模以上の宅地造成、レジャー施設その他の開発行為に対して無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図り、もって良好な生活環境を作るため、町と開発行為者が協定を締結するものでございます。

町においても再度要綱の適用の適否について検討してまいりました。しかし、今回の太陽光発電設置計画では、計画予定地は整地をする程度であり、ソーラーパネルの設置工法は、置き基礎と杭打ちであること、また香川県との協議の中で、現時点では開発行為には該当しないものと位置づけられていることから、土庄町自然環境保全協定要綱の適用につきましても、難しいものと考えております。

今回、土質調査をするようご意見をいただきましたことにつきましては、現在の廃棄物処理作業の動向を注視しつつ、香川県、環境省高松事務所に伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

前回のときにも、置き基礎と杭の工事だけだと言っていましたけども、今回私が新たに提案しているのは、現場が泥土であり、盛土が2m以上にもものぼるところがあるということで、それでは太陽光パネルが風に対して飛んでしまう恐れがあるし、また泥土であるので、大雨になったら全部流失してしまう可能性が非常に高いと思われま。そうすると周辺環境に重大な影響を及ぼすと思いません。高橋課長は土木に精通していると思しますのでそのあたりいかがなものでしょうか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

再質問についてお答えいたします。

土質状況等々につきましても、今現在、廃棄物の処理作業が実施しております。この動向を注視しつつ、香川県にも相談してまいりたいと考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

香川県に何を相談するのかよく分かりませんが。現在、町の職員が週にいったん立ち会いをしています。今、私たち豊島自治連合会は毎日現場に出向いて、道の上から作業を見守っております。もうすでに、2月ぐらいから始まっていますのでかなりの日数やっています。町のほうは悠長なことを言ってますけれども、我々は大変危機感を持っていておりますので、1日も早く調査をしていただきたいと思います。

それから町の職員がですね、現場に入って指導をやっているという話なんですけれども、現場でどんな指導をしているのか、またどんな報告があがっているのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

お答えいたします。

今現在、住民環境課職員 1 名が現地に出向いて、計画予定地しております。そのときの報告といたしましては、その日の廃棄物の撤去作業の様子等々の状況が報告にあがってきております。以上です。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

報告があがってきますっていうの、私はどのような報告があがってますかというのを聞きたいのでよろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

業者の方 3 名が重機を用いて、土砂をユンボでふるいにかけて、それで細かく判定しながら、土砂と廃棄物、コンクリートがらの種別をしていると聞いております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

高橋課長は、現場に入ってみたことはありますか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

こちらにつきましては、先ほどもご説明いたしましたけれども、県の併任辞令を受けた住民環境職員が、1名が入ることになっております。私は、今現在入っておりません。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

ぜひ現地に出向いてしっかりと現場を見ていただきたいと思います。

現在、廃棄物の選別作業をやっております。細かいところまで職員が監視して、事業者が分別しておりますけれども、土壌の中の小さい石は、土の色と一緒にあるのでほとんど見分けがつかない。私も百姓してますから、土の中の石はなかなか見つけられません。ところが雨が降るとですね、土がきれいに洗われて石が表面に出てきます。ぜひ雨上がりに行って、選別した後に、コンクリートがらとかアスファルトがらがどのくらい残っているかというのを見て、課長自身の目で見て確認していただきたい。きちんと産廃の撤去作業が行われるのを確認していただきたいと思います。

それから、事業者のほうから、景観条例の中で事業計画の概要が出ておりますけれども、その中で細かい部分はほとんど表されてないと思います。我々に示されているのも、簡単な平面図ぐらいしか出ておりません。現在、3段にわたって用地造成が行われておりまして、その中の一部を産廃の撤去作業を行っておりますけれども、その今の軟弱な土壌の上についてというのは、非常に先ほども言いましたけれども危険が伴います。その中で、例えば擁壁とか排水路の整備を、もしくは土壌改良する必要があると思います。そのようなことをするためには、土庄町はやっぱり自然環境保全条例を適用して、業者から工事の概要を尋ねていただいて、きちんと将来的に安全な工事がなされるように、行政指導、協定の締結が僕は必要だと強く感じております。

現在、上に持ちこんでる汚泥と思われるものの、今は面積は1haと分かっていますけれども、土量は全くわかりません。何万 m^3 の土壌があるのかも分かっておりません。そういう中で現在、土庄町が立ち会いに入ってますけれども、そのあたりの目安と、今の撤去作業がどのくらいまでかかるのか2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

土量については、現在把握しておりません。また廃棄物の処理作業につきましても、今まだ途中だと聞いております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

我々が県に行って、廃棄物対策課で聞く回答と全く同じような回答で、把握してません、これからやりますというだけです。ほんとにあの豊島の唐櫃の栄山は風景のいいところです。また、土庄町の行政区域でもあります。住民がこれだけ毎日行っているのに、そのあたりの気持ちを町は聞き取っていただけないんでしょうか。非常に寂しい思いをしています。

最後に町長にお伺いします。住民の希望を叶えてですね、安心・安全のまちづくり、また観光のまちづくりを進めるために、町長はどのような強い気持ちを持ってこの問題の解決にあたるか、もしくは土庄町自然環境保全条例を適用して、きちんと業者を指導していただけるのか、そのあたりの決意をお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それではあの決意といいますか、話す前にですね、住民環境課課長については、生まれ育った豊島でございますから、たぶん今の発言はちょっとつらい話です。ほんとは彼も自分が生まれ育ったところやから、やっぱり行くべきかなと、それは思いました。

それと現場の写真、上からも見させて、中には入れなかったんですけども見ております。もともと産廃の島というところから脱却しながら観光の島、芸術というか瀬戸芸の島という方向転換をしている中で、福武財団さんとの協定もしてます。福武財団の福武総一郎さんのほうからもですね、強くそういう要望も町のほうにもきております。太陽光についてですね。

そういう中で、今ちょうど土壌のチェックもしながらやっておるんですけど、確かに見た目は、よろしくない土壌かなと思っております。そんな中で先ほどから言われております土庄町自然環境保全条例、これも当然、国も県もからだ話の部分と町独自でできる部分と両方あるのかなと思いますので、そのあたり高橋課長にも実際に行って、見てもらったり、それからどこでどうしたらこれが適用できるのかということを確認もし、国、県の1つの流れの中で一緒にできることも模索しながら、あそこの堰堤、ですから土壌が悪いということは撤去ということも含めて、堰堤をきちんと石積みだけじゃなく、大きい地震がきても、崩れないようなそういう政策を、施策をしてほしいなどは思っております。それは、住民環境課とも話しながら、また地元の人、自治会の人と一緒にですね、話したら。当然一緒になってやるべきことが多いと思

いますので、これからやっていく予定で考えております。

自然環境保全条例も、もう一度よく見てみますけれども、先ほど言いました「レジャー施設その他の開発行為に対して無秩序な開発を防止し」とか「開発と自然環境保全との調和を図り」とか、「もっと、良好な生活環境をつくるために」ということになっております。それが実際できているか、できていないかということですから、それも含めてもう一度みて、一緒になって考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

町長、前向きな発言をいただきましてありがとうございます。土庄町自然環境保全協定実施要綱の中には、面積が1ha以上、もしくは隣接地に多大な影響を及ぼすものというのは、協定の対象になると明らかに明記しています。先ほど町長がおっしゃっていたように、堰堤を作らずということになれば、どうしてもこの協定は締結する必要があります。ということで、今後土庄町の積極的な関わりを期待しまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（井上正清君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

4番高橋正博でございます。1点だけお尋ねいたしたいと思っております。

土庄町の財政の健全化とフリー自主財源についてお尋ねをいたしたいと思っております。

国の財政は、まだまだ健全化の展望は開けていません。しかし、一部の地方財政は改善に向かっているという報道があります。これは景気回復の恩恵、また自治体の歳出の抑制努力、行財政改革がそれなりに効果を上げている自治体がこれに当たるかと思われまます。

しかし、わが町の実情は厳しいの一言であると思っております。ヒト、モノ、カネの流失も現在、烈しく続いております。一般経済は落ち込み、町財政は危険水域に近づいているというふうに思われまます。

今年度、過去にない大型予算94億3,700万という財政が組まれております。土庄町が今後大型プロジェクトが目白押しの状況が続き、認定こども園、また一般廃棄物処分場、し尿処理場、そして一大プロジェクトである新庁舎の建設というふうに住民生活においては、避けて通ることのないインフラ整備の大型プロジェクトがあります。間違いなく土庄町の財政は黄色信号から赤信号へと

ランプが灯るんじゃないかというふうにも思われております。

今後、土庄町は地方交付税や国、県からの助成金、また補助金、起債などを有効に活用することも大切であるかと思いますが、土庄町自身がフリー自主財源を生み出す研究と、努力と行動を役場の職員、また我々議員も含めてであります。町長と執行部のお考えをお尋ねいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず財政の健全化についてでございますが、昨年度の中期財政計画では、これから平成 32 年度に向けて大型の公共事業が集中して計画されております。財源としてのほとんどは補助金と町債を予定しておりますが、その町債につきましては、交付税措置が見込めるものを主に充当いたしております。

しかし、交付税措置の算入が高い町債であっても、返済までの償還期間は 10 年から 12 年と短いため、事業費が大きくなるほど公債費として元利償還金の単年度負担は多くなっていきます。5 年前の平成 25 年度は 7 億 8,700 万円台であった公債費でございますが、本年 30 年度当初予算では 9 億 500 万円台、34 年度には 10 億 6,000 万円を超える予測となっております。現時点では、平成 36 年度から数年は償還費のピーク状態が続くと予想されておまして、人口減少の続く土庄町にとっては事業の見直し、中止、延期を含め、歳出を抑制するなど厳しく精査する必要があると考えております。

次に、町の自主財源につきましては、町税をはじめ分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入が主な項目としてございます。

まず町税につきましては、5 年前は 15 億 5,400 万円台、本年度 30 年度は当初予算ベースで 14 億 9,400 万円台でございます。人口減少の続く中で徴収率の向上を図ることで減少が最小限に止められるように引き続き努力してまいります。

使用料につきましては、使用頻度と市場価格等から適切な単価設定の検討をしていきたいと考えております。

財産収入としましては、普通財産の貸付及び売却を積極的に検討してまいります。

寄附金につきましては、ふるさと納税が 28 年度決算で約 8,000 万円、29 年度決算で約 7,300 万円を見込んでおまして、依然として好調でありまして、返礼品等での小豆島の物産 PR、また観光 PR に留まらず、移住・定住促進に繋がるよう引き続き鋭意取り組みたいと考えております。

諸収入につきましては、現在の自主財源の確保、新たな自主財源としてのどの

ようなものがあるか、こちらにつきましては各課ごとに模索中でございます。

大型事業の続く今後は、費用対効果を重視しながらスクラップアンドビルドの考えにより歳出を抑制しつつ、国・県の施策を注視しながら補助金及び自主財源の確保につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

町税をあげるということは、簡単でないと思いますが、私が思っているフリー自主財源の中身は、町有地をもっと有効活用できないかなということであり、売却も含めてですが。

例えば大部港の漁港、あそこも大きく荷上場として今、活用はされておりますけれども、売却できないかとか。王子前の埋立住宅地も売却がまだ完全にはされておられません。それから東港も町有地が何十年という更地でおかれて、使用料も取ってないと思います。そういうところを見直して、早くスピード感を持って、売却なり自主財源、使用料がとれるようにできないものかなというふうに考えておりますので、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今、鳥井課長のほうから今までの話はさせていただきました。交付税措置があるものとかですね、そういったのはできるだけ使うようにし、返済の話も今、話したところで、平成34年か、10億6千万。実は8市9町で集まった時にも、知事にもお話ししました。元々ですね、交付金って25億前後、毎年あるじゃないですか。当然、鳥井課長のほうも過疎債なんか、辺地債なんか、もっといい債権ないのかとか、一番いいのは全額100%国費みたいなのが一番いいわけなんですけれども、結局その元の交付税が、実際この事業に対してはいくらです、これにいくらですって書いてないんですよ。まとめてどんときますから。そのあたりの話は県のほうにもしました。その元が原資があって、じゃあ次にこれだけの事業をしたらこれだけ返ってきますよね、というその計算がなかなか今できてない。元をたぶん減してるのかなという部分ですね。通常の話でいくと全然問題はない。民間と行政が全然違うのは分かりますね。100億の仕事しても、交付金で過疎債とか辺地債だったら実際は20億とか30億で済むと。この話がちょっと今崩れてきてて厳しくなっているのが今の現状ですので、このあたりもですね、できるものであれば、その明細を送っていただいたら一番よく分かるんですけれども、そのあたりの話も含めて国のほうにもまた話したいなと思っておりますけれども。

それよりも、その町の財産ですね、今年度から特に今進めております。まだ正式には決まっておりますけれども、名義が変わったりとか売れたりすると皆さんにもご報告したいと思えますし、出来るだけ町で持っていたら全然固定資産税も入ってきませんし、自分ところで置いておきだけ。売れば、当然土庄町の場合は岡先生にお願いしているので、そこで評価の単価は決まってくる。それで売却したらそのお金も入ってきますし、毎年固定資産税も入ってきます。ということでですね、当然、執行部のほうみんなもできるだけ、町有財産は売りたい。使えないというかいらぬようなところは。あと有効利用もですね、できるだけ駐車場に貸したりだとかそういったのも考えて今いってますし、違うことも今ちょっと考えていることもあります。

今後は、王子前の話ですけど、話もあるんですけども単価が合わない。ということでですね、今まで売ってた分の相当値引きして売ってよ、みたいな話なんですけれども、それではちょっと難しいということもあつたりだとか、話もしながら、いろんな話があるんですけど、なかなか折り合いがつかないところもあります。そのへんも含めてですね、もう一度、選定もしながらやりたいと思えます。

大部の埋め立てなんですけれども、年に1回だけですけども、パワーボート来てるんですけども、実際あれもどのくらい経済効果があるのかということも検証して、もしあれがうまくいくのであれば年に1回じゃなくて、違う分でもあつたイベントもできるような場所が港の近くってないんですね。小豆島の。あんだけ広い。そのあたりも売りながら、何かもっといい活用ができたらと思ってます。お金もかけずに。というのは当然思ってます。

あと職員のほうもですね、ほかの町と比べていただいているんですけど、1万3千、4千人の町で実際職員数だとか人件費とか、そのあたりも比べながらこちらもやっているつもりで、たぶん非常に厳しい、職員も仕事していると思えますので、そのあたりも併せてご報告しておきたいと思えますが、とにかくいずれにしても町有財産は売れるものは売っていくというスタンスは変わっておりませんので、これからもやっていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

ぜひ、町有地の有効活用、売却含め借地もやっていただきたい。私たちも常に気を配ってやりたいと思えます。また自主財源の中で、小豆島町には財団法人が3つ、一つは映画村、一つはオリーブ公園、もう一つはふるさと村、この3つの財団法人が設立されております。ここで赤字の場所もあるかと思えますが、

収益をあげているというふうに聞いております。その収益を町の財源に還元していると。町は商売人じゃないんで利益目的の事業は行えないと、行政ですからありますが、財団法人を作ればそこで収益をあげて、町の自主財源、フリー財源にできるというふうにも聞いておりますので、そのあたり土庄町、町長のお考えをお聞かせ願えたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

財団につきましては、1つ作ろうかということでは今動いてはいるんですけども、まだ報告できる段階にはまだいっておりません。たぶん高橋議員さんのおっしゃっているのは、この湊崎土庄地区のあたりかなと思うんですけども、前は少し聞いたことがあるんですけど、じゃあ、その財団を作ってほんとにプラスになるかどうかというのも検証、たぶん職員の皆さんもしていただけたらと思うんですけど。小豆島町の3つの財団については、若干の補填はしつつも、200人以上の雇用があるんですね、3か所入れたら。パートも含めて。そのあたりだとか、いろんな行って帰っていろんなところを見ていくと、あったほうがもうまく経営できるのであれば、どこかに任すということも含めてその中に働く人によっても全然変わりますから、そのあたりは当然前向きには考えていくべきかなと思います。小豆島町が3つあるから土庄は2つか1ついるというそういう話じゃなくて、土庄にあるいろんな観光施設とか新たに作ることも視野に入れてですね、考えていくのもひとつかなと思いますが、うまくいくようにしたいなと思います。

○議長（井上正清君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

ぜひ、やっていただきたいというふうに考えております。後世につけを残さないように、我々現在生きている人間が健全財政で土庄町をつなげていけるように努力してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いして一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（井上正清君）

2番 岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

2番岡本です。2点質問させていただきます。

まず1点目、町が取り組む各種イベント、また観光大使の方々に対して町の協力体制はどのようにしているのかということ、クルージング、パワーボー

ト等、町主催協力のイベントの取り組み方、又、観光大使の方は当然のごとく、土庄町PRの為に頑張ってもらっていますが、町としてどのようなコミュニケーションを取っているのか。

また、近年観光大使の作品をもとに観光客が増加しているが、町として観光客にどのように周知しているのかということをお聞きしたいです。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の基本的な考え方は、既存の観光資源を活かしながら継続した観光客誘致と情報発信、イベント開催等が重要と考えております。イベント開催におきましては関係諸団体と協議し、協力しながら取り組んでいます。

現在、土庄町では2名の方に小豆島のしょう町ふるさと応援大使としてご活躍いただいております。いわゆる観光大使でございます。

平成28年度、1人目のふるさと応援大使に就任されましたシンガーソングライターの勝詩さんにつきましては、全国各地でのライブ活動を通じて町の魅力を発信をしていただくとともに、小豆島まつりをはじめ、町のイベント等に出演していただいております。

また、平成29年度、2人目のふるさと応援大使として就任されました漫画家の山本崇一朗さんについては、漫画「からかい上手の高木さん」がアニメ化され、放送されていますが、鹿島明神社、エンジェルロードをはじめとする町内の多くの場所が漫画の舞台として描かれており、国内外を問わず多くの観光客の方が島を訪れています。

そこで本町といたしましては、訪れる観光客のために、アニメに登場する場所をまとめた舞台探訪マップの作成を計画いたしました。町内の主要な観光施設等に配置するとともに町ホームページに掲載し、周知するべく、山本崇一朗さんや著作権元と協議をしながら、現在舞台探訪マップの策定作業を進めております。

今後も、土庄町の観光振興のためにふるさと応援大使とどのような形で連携出来るか鋭意考えていきたいと思っております。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

各種イベントなんですけど、町が携わるということは大変な費用も人員も要しますので、各種イベントなど後々民間委託とか考えてらっしゃるのか。また何らかの雇用促進を図るように考えているのか。2名の応援大使の方、通常は観

光大使って世間では言ってますけれども、著作権等の問題とかもクリアしているのか。またマップはどこに設置するのかということをお聞きしたいです。

○議長（井上正清君）

宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

まず 1 点目のイベント等の民間委託でございますが、先ほどご質問いただいた、例えばパワーボートにつきましては、あくまでも主催はパワーボート協会、我々の方はあくまでも協力という立場で実施しております。

また今、町がしているイベントにつきましては、民間委託という方向ですが、今現在例えば小豆島まつりにつきましても商工会等との連携のもとやっております。またターゲットマラソンにつきましても KSB 瀬戸内海放送、あるいは朝日新聞社等々の実行委員会形式で行っております。

将来的には、もちろん民間のほうで出来るイベントがあればしていただくという方向につきましては、間違っていないと思っております。

それと 2 点目のご質問でございます。また、雇用促進につきましてもつながるようなイベントをやりたいと思っております。以上です。

もう 1 点ありました。失礼しました。もう 1 点お答えさせていただきます。著作権元のほうですね。著作権ですね。

山本崇一郎さんの件につきましては、「からかい上手の高木さん」の制作委員会に著作権がございます。その中でシンエイ動画という、いわゆるアニメの制作会社、例えばクレヨンしんちゃんの制作会社でもあります。そのほうとも今著作権を持っておられますので、例えばこういうような観光マップを作るにつきましても、協議を今しております。もちろん本人も含めてご相談させていただいております。以上です。

後ですね、観光マップの設置場所につきましては、町内観光施設、あるいは高松港等々に置きたいと考えております。各港も含めます。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2 番（岡本経治君）

いずれにしても地元の雇用促進につながるような、速やかに町の活性化につながるような、町民に見えるよう実践していただきたいと思います。

2 点目質問させていただきます。

子ども達の自主性を高める教育のしかたについてですが、同じ学年でも 4 月と 3 月生まれでは、約 1 学年の差があります。当然、学力の違いが出てくる子

どももいると思われるが、小・中学校では学力、発想力を伸ばすためにどのような教育の取り組みをしているのか。先生全員が日々、子どもたちの行動には、おとなしい子は内気ではなく思慮深く慎重、大きい声を出す子はうるさいではなく元気な子と思い、短所ではなく長所を見出すよう心がけていると思います。

最近子どもの痛ましい事故がありました。町長は挨拶の時、子どもたちに「島の宝であり、島の希望である」等の言葉を言われます。子どもたちの自主性、知力発想能力、自身の危機管理能力を高めるための工夫はどのようにしているのかお聞きしたいです。

○議長（井上正清君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは岡本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の小・中学校では、子どもたちの学習における理解度の差を補うために、通常の授業以外でも様々な工夫をしております。例えば、放課後や夏休みに補充学習を個別に行ったり、子どもの能力に応じて1つのクラスを複数に分けて授業を行うなど、個々の能力に応じた教育活動を行っております。

また、学力、発想力を伸ばすために、先生からの一方的な授業でなく、自ら課題を見つけ、話し合い、調査をし、その結果から答えを見つけていくという「主体的」で「対話的」で「深い学び」ができるよう先生方は、常に子どもたちに目を向けております。

例えば理科の授業の中で、「夏にひょうが降った」ことを勉強するとします。子どもたちは、「なぜ夏に氷の塊が降るのか」疑問をまず持ちます。そして「その原因は何か」と課題を考えます。そしてその課題を解決するために実験や調査をし、他の人の意見も聞きながら自らの答えを見つけていきます。このように自ら自主的に学習に取り組み、その中で子どもにとって身に着けなければならない思考力や判断力、表現力を磨いていきます。

つまり、子どもの自主性や発想力は、この積み重ねを経て生まれるもので、それが将来大人になっていくときの「生きる力」に結びついていくものと考えております。

教育委員会としても、このような子どもの「主体的」で「対話的」で「深い学び」が常にできるよう教育環境を整備し、先生方と連携して行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

今言われたことは、例えば最近流行りの横文字なんですけど、アクティブラー

ニングとかアクションラーニング、ケースメソッドとかっていうことに当てはまると思うんですけども、この言葉を言うことによって最近の子どもはネットにすごく大人より優れた能力を持っています。そのようなことを発信することによって自分で調べるってということにもつながると思います。そのような自主性を育むために、子ども同士教え合い、質問し合い、時には先生の代わりに授業を進めることで、チームワークと責任感が養われ、能力向上につながり、また、未知なる能力開発向上を信じ、見守ることも大切ではないかと思われま

す。
保護者が安心できるよう、ぜひとも子どもたちの能動的活躍のために取り組んでいていただきたいと思いますが、具体的にそのようなことはやっておられるのかどうかということをお聞きしたいです。

○議長（井上正清君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

失礼いたします。岡本議員さんからのご質問にお答えしたいと思います。

今ご指摘いただいております自主性とか主体的という学習というものにつきましては、これは子どもたちが将来大人になったりとかした時に、大きな問題であったり課題に直面した時に、自らが解決していく、自らがそのことに乗り越えていくというようなことを学んでいく機会にもなると思いますし、そこへ向けての大切なものであるというふうに思っています。

学校においては、今ご指摘いただいたようなお互いに調べ学習をする、まずはやはり自分で問題意識、ここに課題があるとか、ここ不思議だなというようなことを課題を持つ、それを自らが解決していく、取り組んでいく、友達と話をしながら、相談をしながら、またそこには先生方がアドバイスを加えながら、図書室で調べてみたりと、そういうようなものを通して、自らが解決していくという練習というんですか、授業を毎時間のように取り組んでいこうということで、今実際取り組んでおります。

従いまして、昔であれば先生方が一方的に、上から教え込むというようなことが多かったと思いますがけれども、それじゃなくて、今は子どもたちの課題意識、これに基づいて自らが調べていくような、そういうような自主性を育てる、自分で学んでいくというような取り組みを今進めておりますので、今の子どもたちにとって将来の基盤になるかというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

いずれにしても、根気よく、子どもたちの成長を見守りながら、ほんとに高学年ていうのは、ほんとうにもう中学生に向かって、すごく能力の差もなくなってきてますんで、しっかりとそのような教育を子どもたちのために出来る教育を、町長自ら、教育長、担当課長、先生、一丸となって、ほんとに子どもたちが島の宝であるとよく町長が言われる、ほんとに島の宝になるような子に育てていただけるような教育っていうのを取り組んでいただきたいと思います。その思いを込めて質問を終わらせていただきます。

休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。なお、再開は11時30分の予定といたします。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時30分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

7番、日本共産党、福本耕太です。3点について質問をいたします。

まず、1つ目の質問であります。私が求めたいのは、重度障害児島外通院交通費補助事業の年齢制限の撤廃であります。20歳を超えても島外通院を必要と

する重度障害者は、交通費補助事業の対象となるよう制度を拡充し、重度障害者島外通院交通費補助事業に格上げしていただきたいと考えております。

まず初めに現行の重度障害児島外通院交通費補助事業の制度について、ご存知でない方もおられると思いますので簡単に触れたいと思います。

この事業は、定期的な島外通院に自家用車がどうしても必要な重度障害児、20歳未満とその家族を対象に、月5回までの通院に限り自家用車での通院にかかるフェリー車両運賃の一部を補助する制度です。平成24年4月から土庄町で実施されていますが、重度障害児とその家族にとって命綱とも言えるべき大切な制度であり、とても重要な役割を果たしていると考えられます。

一方で今後必要となると考えられるのが、20歳を超えた重度障害者への支援です。20歳になる前と後で必要な通院状況に変わらない重度障害者への支援です。具体的には、重度障害児島外通院交通費補助事業の対象となる障害児の項目でいう②の20歳未満であるものという項目以外、つまり①、③、④、⑤の全ての項目に該当している障害者は、制度を利用できるよう制度の拡充をしていただきたいということです。ちなみに項目の①、③、④、⑤についてでありますけれども、①は身体障害者手帳の交付または療養手帳の交付を受けたもの。③は島外への通院に際し、自家用車での通院が必要なもの。④は船舶運航中に医療処置等の介助が必要なものまたは歩行不能で客室への移動に全介助が必要なもの。⑤は在宅で生活しているものとなっています。

現在対象者が存在すれば早急な実施が必要ですが、現在対象者がいなくても将来見通して対象者が出てくる可能性があるのであれば、制度は作っておく必要があると考えますが、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の土庄町重度障害児島外通院交通費補助事業ですけれども、発端となりましたのは、平成23年に障害者団体の方々との意見交換の中で、出席者の方から、重度の障害を持つお子さんの中には、成長に合わせた装具の調整や専門的な治療を行うために、島外の病院へ継続的に、また頻繁に通院する必要があり、また船内でも吸引等の処置が必要などの理由で自家用車での移動、乗船が必要なことから、保護者の経済的負担が大きく、困っている方がおいでるとのご相談を受けまして、2町で、障害者団体や当事者の方々からご意見をお聞きしながら制度設計を行い、平成24年4月から実施しているものでございます。

補助対象を20歳未満としておりますのは、制度設計を検討する中で当事者の方から、成長期には通常に通院に加えまして、成長に合わせた細かな装具の調

整が必要となるため通院回数が特に増えるとのことをお話をお伺いいたしまして、保護者の方の経済的負担が特に大きくなる時期、期間につきまして補助対象としたものでありますので、ご理解のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

今、成長に合わせた装具の付け替えということをおっしゃられたと思います。私がこの制度、20歳以上も受けられるようにしてほしいということをお求められた重度の障害者のお持ちのご家族の方からですね、こういう要望があったんですけども、確かに団体としては、成長に合わせて何回も行かないといけないという状況があるということなんですけど、今後ですね、その方については20歳を超えても病状が変わらないということが十分に考えられるということで、今課長おっしゃったように、重度の障害者の場合は、どうしても車を使わなければならないということで非常に負担が大きくなります。私がお相談を受けた方については、20歳を超えても同様にですね、高松の方に行かなければならない状況が起きそうだということから、こうした年齢の撤廃を求めたいということをお話を聞いて、実情、一番大切なことは、必要かどうかということが一番大切なことだと思いますけど、重度の障害というのは、その個人個人によってその障害の種類とか違うと思うんですね。そういう重度で20歳を超えても同じ状況が続く方っていう方もおられると思いますので、町のほうでですね、そういう方の状況もしっかりと把握していただいてですね、必要であれば前向きな検討をしていただきたいと、個別に状況を見てですね、検討をいただきたいと思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

失礼いたします。最初に議員おっしゃられましたとおり制度が開始したのが平成24年4月でございます。その後ですね、実際に制度をご利用されている当事者の方からのご相談を受けて、平成28年4月には一部改正をしたりしております。今後もですね、実際にご利用される方のご意見というのは、当然お聞きしながら、20歳過ぎても、過ぎた時にですね、実際にどの程度通院する必要があるのか、通院回数が減ったのであれば、町として補助する必要があるのかどうか、そのあたりは当事者の方からのご相談もいただきながら、またご検討させていただいたと思います。よろしくお願ひします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

当事者の方とですね、定期的に相談をしているという答弁がありました。非常に大切なことだと思います。私も一律にということでは無くて、そういう方がおられる時には制度を適用してということですので、この定期的な相談を続けていただいて、そういう方が出てくるだろう、近々出るだろうという時になった時にはですね、制度の実施を検討していただきたいと、進めていただきたいというふうに思います。今ここで出来るかどうかということをお答弁いただくのは難しいと思いますので、また私のほうからもその方を紹介したいと思いますので、ぜひ困っていることについて色々相談をしていただけたらというふうに思います。

2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目はですね、60歳以上の高齢者が高松へ通院する際のフェリー料金、片道補助をとということが質問の主旨になります。年金支給額の引き下げや介護保険料の引き上げなど、自民・公明政権による連続的な社会保障の大改悪により、高齢者の負担が大きくなり、これから先どうやって生活していけば良いのかと悲痛な訴えが私のもとに多数寄せられています。高齢者は特に医療費がかさむ傾向にあり、不安の声がこれから先も広がっていく可能性は十分に考えられます。高齢者人口が大きく、将来に渡ってさらに大きくなると考えられる土庄町では、高齢者の暮らしをどう支えていくのか。このことはひとつ大きな課題であります。住民の方との懇談の中で、せめて通院フェリー料金の補助があれば、気持ちがいぶ楽になるとの声が寄せられました。

離島ならではの航路問題に町が対策を打つことは、高齢者医療と福祉の底上げに繋がると考えますが、町長の認識を聞きたいと思います。町長の答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

福本議員の方に担当課長から先にご説明させていただいたと思います。

60歳以上の方で実際にですね、どれぐらいの方が高松へ通院されているかということにつきましては、申し訳ありませんが把握ができておりません。参考までに75歳以上の後期高齢者の方の人数をご紹介させていただけたらと思いますが、28年度中に島外医療機関における外来診療のレセプトの件数と診療実日数についてですけれども、75歳以上の後期高齢者の方で年間にレセプト件数で7,810件、それから診療実日数が11,109日となっております。

中には1日に複数箇所に行かれる方もおいでだと思いますが、参考になる数字かなというふうに思っております。町といたしましては、小豆島町や小豆郡

医師会、小豆島中央病院企業団等と協力をしておりまして、現在地域医療を守り育てていく施策に取り組んでいるところでございますので、出来れば住民の皆様方にはその趣旨をご理解いただきまして、島内の医療機関の積極的なご活用をご検討していただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員から質問の答えをとということでございますが、ほとんど一緒ですね、小豆島中央病院が出来ました。土庄中央病院、内海病院と合わせて。どっちになっても2次医療はあそこしかない。あそこを何とか守って育てていこうという話なので、ただ中身についてですね、どうしても3次医療とか高度な医療、それはもうしょうがないんですけど、それ以外に出来るだけ地元と言いますか島内で完結できるような医療体制を整いつつありますし、出来るだけ島内での活用。それについては小豆島オーリーブスも使っていただいて通院していただくと。これが一番良い話でございますので、そのあたり合わせてですね、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

小豆島中央病院の活用をとということを言われました。町にしてみれば確かに小豆島中央病院を運営している主体ですので、そういうことになると思うんですが、どういう病院を選ぶかというのは、日本国民は、高松を選ぶのか、島を選ぶのかというのは、選ぶ側に権利がございます。ここにせえということを行行政側が住民に対して押し付けるということは出来ないと思います。それが行政の考え方として、小豆島中央病院に行ってほしいという願ひがあったからといってそれを強制することはできないということになりますので、町民がどこへ行くかということを選ぶ権利があるということを前提にこちらとしてはお話ししたいと思いますけれども、そのうえでですね、町民側の権利の行使ということを前提に高松への支援ということを求めております。

3次とか高度の医療という話をされました。主に小豆島中央病院で対応が出来ない場合、高松に行くって下さいというケースも多々あると思います。そういう場合についての補助とかといった部分についてはどうでしょうか。ちょっと個別になりますけれども。

○議長（井上正清君）

三枝町長。福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

例えばですけれども、島内の医療機関に初診でかかった後で、必要に応じて高松、それからそれ以外の所の2次救急病院、3次救急病院へ行かれるような場合ですけれども、医師が必要と認めた場合につきましては、搬送料につきましては、保険適用になるということとはございます。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

基本的な考え方として、島の中で病院にかかれる人というか、かかる人については、みんなそこへ行っていると思うんですね。というのはバス代も300円ですし、交通費安くすみませうから、わざわざ690円かけるの2とか、高速艇を使って高松に行く必要のない人については、高松へ行ってないと思います。ですので、どうしても高松に行かなければいけないという必要性を感じている方が高松へ行っていると思いますし、そういう状況のもとでのお話というふうに受け取ってもらえたらと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

必要に応じてですね、島外の病院に行かれる方というのは当然おいでだと思います。そういった中でこういった方に対して補助をしていくのかということころはなかなか難しいところで、制度設計をするにあたってかなり難しい作業になろうかなと思います。先ほど、その前の質問にありましたような、障害児の補助の制度もそうですけれども、あれは20歳までというふうに区切っております。今回の議員のご質問のあった制度であれば、例えば何歳以上とかというような区切り方をします。例えば通院に絞るとすれば、通院した証明のようなものが必要になったりとか、いろんな条件が付いてきたりします。高齢者の方の島外への足の確保ということにつきましては、通院に限らない部分もひょっとしたらあるかもわかりませんので、そのあたりについては、公共交通として、全体でご議論いただけたらありがたいかなというふうに思っております。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

60歳以上の高齢者に補助をとということをあげてますのは、60歳というのは定年の時期です。定年になるとですね、年金生活になって所得が大幅に減りますので、非常に苦しくなるという声が住民の方から寄せられておるわけです。現

役世代の時にはまだ良かったけれども、定年になってから収入が減って、ほんとに生活が厳しくなってるということで、そんなかで先ほども言いましたけれども、年金額が引き下げられたりとか、介護保険料が引き上げられたりとかです。ね、国の社会保障切り捨てがもう、高齢者の生活を圧迫しているということがございます。そこを前提に高齢者の生活を支えるという意味で、高齢者という対象にしておるわけでございます。

そこを踏まえて検討願えたらと思うんですけども、それとどうしてもやっぱり高松でないと受けられない医療ってあるんですよ。具体的に言いますとね、ちょっと細かい話になるんですけど、私もやったんですけど、足の関節の手術っていうのは、小豆島中央病院でのオペは出来ないんです。ひざは出来るんですよ。たけど足の関節、くるぶしの所の関節とか、個別の治療になると高松へ行かないと出来ないというケースが多々ございます。ご経験のある方もおられると思うんですけども、そういったところでどうしても高松へ行かなければならないというケースあります。これについては、保険適用はされないと思うんですよ。通常の通いですね。については。緊急で行かなければならないといった場合については、保険適用になると思うんですけども。そうじゃなくて通ってくださいねという部分については、ならないと思うんで、そういうところでの負担がね、大きくなるということで、特に高齢者が負担が大きくなるということで補助をしていただきたいということでお願いしているしだいでございます。どうでしょう。

○議長（井上正清君）

奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

議員ご質問の趣旨は大変よく分かりますし、福祉課長といたしましては、議員ご承知のとおり、今年度介護保険料を大幅に上げざるを得なかったところもでございます。安くできるのであれば当然安くなった方がありがたいし、皆さんに喜んでいただけることではあろうかと思っておりますけれども、なかなか制度設計の難しいお話ではあろうかなと思っております。出来れば船の運賃についての検討の中でそういったものを含めて、ご検討していただければありがたいかなというふうに思っております。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

町長の答弁をお聞きしたいんです。今課長とのやりとり聞いててどのようにお考えになられたのか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の話はそのとおりだと思います。小豆島で絶対に出来ない手術といったら分かります。ただ、小豆島 2 つ町がありますから、当然隣町とも話しながら、もう 1 つあります。それから実際年齢いくつから上の人が良いのか。60 歳なのか 65 歳なのか。それから中身、けがとか病気の中身ですね。いろんなことを精査して、どのへんがいかとかですね。そのへんも話して決めるべきことを決めていくことが必要かなと思いますけれど、どちらになっても隣町と話ながらですね、福祉課同士で話すことも必要かなと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

今町長から前向きな答弁があったような気がしたんですが、それは今後小豆島町とも合わせて、検討もしていくと、しませんというのではなくて、考えていきますということも含めた答弁だと受け止めてよろしいでしょうか。

（町長「はい」と言う）

そしたら 3 つ目の質問に入りたいと思います。3 つ目はですね、豊島航路の「積み残し」対策の具体化をということでございます。

先ほど岡野議員もちょっと触れておられましたけども、芸術祭の時に積み残しが豊島航路でたくさん起きているということで、この対策についてということになります。来年 2019 年 4 月から瀬戸内芸術祭が始まるにあたって、豊島航路の積み残し問題について町長の政治姿勢を問いたいと思います。

過去 2 台あった豊島フェリーが 1 台になり、旅客船へと、高速艇ですね、航路が変更になって以降、特に芸術祭の時には豊島住民の積み残しが頻繁に起きています。2 台のフェリーを 1 台にし、旅客船へ変更する際、岡田好平元町長は豊島の住民の声を聞かず、フェリー会社と個人で話をし、減便許可を出しました。町長のお墨付きを受けたフェリー会社が減便を決定した後で、町企画課、当時は糸課長でしたけれども、が住民に事後報告をするというかたちで説明会を行い、豊島住民から強い怒りの声が出されました。

これを受けて岡田町長は、当初積み残しに対する行政の責任を認め、対策の必要性を口にいたしました。その困難さと大変さに、その後企画課長は多少の積み残しは仕方がないと本会議で開き直りました。こうした発言は、決して許されるものではありません。具体的に積み残しで困ったという豊島住民の声を紹介いたします。岡山へ通院をしているのだが、帰りの旅客船に乗れなかった。芸術祭時であり、多数の観光客が乗船口に並んでおり、住民で生活がかか

っているから優先してくれとは言えなかったと言っています。この方は次の船まで数時間待たなくてはならなくなり、島に帰るのが遅くなって困ったと言われました。こうした事態を次の芸術祭で起こすわけにはいけません。

豊島航路において最優先されるべきは、豊島住民の生活かそれとも観光客の足か、町長の認識を問いたいと思います。

○議長（井上正清君）

企画課長 椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

福本議員のご質問にお答えをいたします。

福本議員もご承知のように、豊島航路は離島航路運営費等補助事業を利用して運営をしております。この事業では、宇野土庄航路確保維持協議会において、国、県、町、船会社、地元自治会長、漁協関係者等と様々な問題について協議をしております。

豊島航路の積み残し対策についてですが、瀬戸内国際芸術祭などの繁忙期、雨天や強風などの天気の悪い荒天時の乗船環境及び欠航対策について、当協議会で協議した結果、平成28年1月より旅客船を「マーレてしま」から「ひかり」に入れ替えました。この入れ替えによりまして、旅客定員が21名増加することとなり、繁忙期の積み残しの解消及び増収効果につながり、また船のトン数の大型化によりまして、安定性が増し、天候の悪い時につきましても室内で快適に過ごすことができ、乗船環境の改善が図れるなどの効果につながったと思っております。

来年控えております瀬戸内国際芸術祭2019につきましても、前回同様、期間中の土・日・月・祝日やお盆の時期に混雑が予想されます夕方の家浦・宇野間において1往復増便する方向で進めております。以上の対策を行う予定のため、現在島民パスポートを発行することは検討しておりませんが、町といたしましても生活航路であるため、島民の足の確保に努めるよう要請するとともに、パスポートの部分はまだ言われてないですかね。すいません。

町としましては、生活航路であるため、島民の足の確保に努めるよう要請するとともにこれからも改善できるところは改善を図るなど、引き続き、経営改善、利便性の向上などにつきまして協議を行い、住民サービスの低下及び町財政への圧迫を最低限にとどめ、航路を存続させていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

先ほどマーレの導入により繁忙期の解消につながったというふうにおっしゃ

られたと思うんですけれども、これは積み残しとかっていうのは解消されたというふうに認識されているんですかね。そういうふうに受け取れるシーンがあったんでお伺いしたいんですけれども。解消されたと今おっしゃられたと思うんですけれども。もう無くなっていると、無くなったと町は認識してるということですか。

○議長（井上正清君）

椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

前回 28 年 1 月から、先ほど申しましたようにマーレてしま、定員数が 75 名からひかりの 96 名に旅客船が定員増加しております。その 28 年 3 月からの瀬戸芸の 2 か月前にひかりに変わった状況の中で、積み残しの、あったかどうかというところでございますけれども、特に自治会、また船会社等からも苦情は聞いてはないというところで確認をしております。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

船会社の方に対して、積み残しがあったかどうかというのは、常に企画課としては目を光らせているというか確認を、常時、定期的にとっているということですか。

○議長（井上正清君）

椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

常時と言いますか、瀬戸芸の時に、以前の 2013 年の時にフェリーの 2 はいから高速船が 1 はいに変わった時点で積み残しがあったというところを自覚はしております。そういった中で常に船会社に確認しておるところは、常にとるところは、常ではないですけれども、その瀬戸芸の時に、そういう状況が当然起こりうることであろうということで、確認をしておるところでございます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

ちょっとね質問の趣旨と違う答弁が先に入ってきて、それに答えてしまっているんであれなんですけれども、まず三枝町長にお聞きしたいんです。最初の質問ですね。豊島航路において優先されるべきは観光客か、それとも豊島住民の生活かっていう質問を先に行っているんで、それについて町長お答え願いたい

と思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

両方大事です。ただ住民の人はそこで生活しているおりますから、ほとんど同じくらい大事かなとは思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

ちょっとその認識は、違うんじゃないかと私は思いますし、豊島の住民の方からしても違うんじゃないかと思えます。というのはね、豊島航路というのは、豊島住民にとっては生活航路であって生命線です。観光客の趣味の足とは違います。病院に通ったり、学校に通ったり、そこで生産されたものを出荷したり、そこで豊島で生きている人たちが、生きていくために絶対に必要な足です。それを観光客の趣味の足と同じ位置に並べるとするのは、町長の基本的に観光を町の、町政の軸に定めるという考え方のもとからきてるんだと思うんですけれども、それとは違うんじゃないかと私は思います。

住民の生活と観光客の趣味の足ともう一回聞きますけどどっちが大事ですか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど言いましたように、住民が一番大事ですけれども、観光客も大事です。一番住民が大事ですけれど、はい。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

訂正されましたね。先ほど言ったのを同じと言われましたね。同じじゃない。訂正されました。訂正されたので良いと思います。住民の生活が大事です。そこね、間違わないでほしいと思います。

私これ、しつこくしつこく言うのは、前提としてフェリーを旅客船に変えた時に住民の声を踏み潰したんですよ。これは漁業関係者からも、それから住民からも、自治会からも不満の声がたくさんあがりました。

私は芸術祭がダメやとは思いませんけれども、芸術祭が住民の生活を脅かせるようなことになってはならないと思いますし、こういった経過がある以上は、行政の豊島航路の、住民の足の確保というのは、行政の大きな責任のひとつだということを思っております。

そのうえでひとつ提案でございますけれども、さっき言われましたけれどももう、豊島住民のパスポート、それから今 5 人ですかね、豊島住民を優先する枠、なってますけれども、乗船口を分けて、例えば 5 分前とか 10 分前とかに住民の方はこっちですよ、観光客の方こっちですよというふうにしてですね、住民の方が漏れないように、住民だということが分かるようにパスポートを作って、乗船口を分けて、住民の方が積み残しが絶対に起きない体制を行政として作っていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（井上正清君）

椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

福本議員のご質問にお答えします。

パスポートを作って、乗船口を 2 つに分けてというところのご提案でございますけれども、先ほどから申しております住民の大切な足と言いますか、生活航路でございますので、それは十分に理解しておるところでございますけれども、繰り返しになりますが、「マーレてしま」から「ひかり」に変わったことから、特に積み残しは、あまり支障をきたしていないという部分でパスポートは今のところ考えておりませんが、今後も生活航路ということを踏まえてですね、改善できるところは改善し、協議を行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

パスポートを考えてないということですが、であるのであれば、フェリー会社としっかりと、例えば月報とか 2 か月に 1 回とかというかたちで、連絡を密にとってですね、そういう積み残しが起きてないかどうかということ、常に町が把握して、まずそこからスタートだと思います。それをやっていただきたいと思います。もしそれが起きた場合については、どういう状況で、どういうふうにして起きたのかということ、きちんと町が把握して対策を打つと、その中でですね、同じようなことがあった場合、パスポートが必要だというふうな状況になった場合は、パスポートも使っていただきたいと思ますし、乗船口を分けるということも、同じ条件でね、やっていただきたいというふうに思います。

まず何よりも積み残しを出さない、行政の責任を出さないということを求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（井上正清君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～同意第 1 号）

○議長（井上正清君）

日程第 4、議案第 1 号 平成 30 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 5、議案第 2 号 土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 6、議案第 3 号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 7、議案第 4 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 8、議案第 5 号 土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 9、議案第 6 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 10、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 1 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議員の派遣

○議長（井上正清君）

日程第 12、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。

詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により議会の議決を経ることとなっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしております議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（井上正清君）

日程第 13、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、平成30年6月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでございました。

閉 会 午後0時10分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (井 上 正 清)

同 議員 (木 場 隆 司)

同 議員 (瀨 中 幸 三)